

第8章

貿易関連投資措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

1980年代後半以降、世界各国の海外直接投資は大きな伸びを示したが、投資受入国、特に開発途上国においては、自国産業の保護・育成、外貨流出の防止等の観点から、外国からの投資を受け入れるに当たって、様々な要求が行われる場合がある。

このような要求の例としては、ローカル・コンテンツ要求（国産品の購入又は使用の要求）、使用部品の製造要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、技術移転要求、輸出要求（生産量の一定割合を（特定の地域に）輸出することに対してインセンティブを与えるもの）、出資比率規制、為替規制、送金規制、ライセンス要求、雇用規制等が挙げられる。これらの投資措置の一部は、強い貿易歪曲効果を有し、ガット第3条及び第11条に反するため禁止されている。

投資規制に関する国際規範は従来から存在するが、ウルグアイ・ラウンド交渉が終結するまでは、規律内容及び対象国の点で限定的なものにとどまっていた。例えば、経済協力開発機構（OECD）の「資本移動の自由化に関するコード」において、加盟国は、直接投資について幅広い自由化義務が課されているが、かかる義務については、各国は自由に留保を付すことができるようになっており、実際にも各国は多くの

留保を付している。また、二国間条約等においても、投資一般について最恵国待遇を約束しているものはあるが、内国民待遇まで認めているものは多くない。1994年11月に採択されたAPECの投資原則は、最恵国待遇及び内国民待遇を含め、投資全般に関するルールを定めたものであるが、拘束力を有しないものである。

(2) 法的規律の概要

1947年のガットにおいても、内国民待遇及び数量制限に違反する投資措置は禁止されていたが、禁止される措置の範囲については明確ではなかったため、ウルグアイ・ラウンドでは、貿易に関連する投資措置（Trade-Related Investment Measures、略して「TRIM」）の規律の在り方が議論され、「貿易に関連する投資措置に関する協定」（TRIM協定）として合意された。同協定は、輸入産品を課税、規則等の面で、国内産品に比べ差別的に取り扱ってはならないとするガット第3条の内国民待遇及び第11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMの禁止を規定し、特にローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限（国内販売要求）といった措置（図表8—1）をTRIM協定の付属書の例示表に示して明示的に禁止した。また、禁止の対象となる投

資制限措置には、法律等により強制的に課されるもののほか、他の優遇措置(補助金、免税等)を得るための条件とされるものも含まれることを規定した。(図表8—1に示されたTRIMは、あくまで例示であり、TRIM協定により禁止されるものはこれらに限定されるものではない。)同協定は、加盟国に特に新しい義務を課すもの

ではないが、1947年のガット上の義務が明確化されることによって、各国の措置のガット整合化が促進されることが強く期待されている。WTO協定発効後、当該措置の実施国は、(図表8—2)に該当する場合を除き、所定の経過期間内に措置の是正を要求されることとなる。

<図表8—1> 明示的に禁止されたTRIMの例

①ローカル・コンテンツ要求	進出企業に対して、国内産品の購入・使用を要求する措置。特定の産品、産品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。(ガット第3条4項違反)
②輸出入均衡要求	進出企業に対して、輸入品の購入・使用を、自社の輸出額や輸出量に応じた額に限定する措置。(ガット第3条4項違反) ----- 進出企業に対して、国内生産に使用される産品の輸入を、一般的に又は自社の輸出額や輸出量に応じた額に制限する措置。(ガット第11条1項違反)
③為替規制	進出企業に対して、自社の輸出額や輸出量に応じた額に外貨の調達を制限することなどにより、生産に使用される産品(部品等)の輸入を制限する措置。(ガット第11条1項違反)
④輸出制限	進出企業に対して、現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限する措置。特定の産品、産品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。(ガット第11条1項違反)

<図表8—2> TRIM協定の例外的規定

①経過期間	協定に適合しないTRIM(当該TRIMは協定発効後90日以内に通報することを要する。)については、先進国は2年、開発途上国は原則5年、後発開発途上国は原則7年以内に撤廃する。
②開発途上国例外	開発途上国は、実施しているTRIMがガット第3条又は第11条違反を構成するものであったとしても、開発途上国における経済開発の必要性にかんがみて一定の例外を認めるガット第18条の規定にかなっていれば、当該TRIMを維持することができる。
③均衡規定	TRIMを課されている既存企業が競争上不利とならないように上述①の経過期間中は新規の投資企業に対しても同等のTRIMを適用することができる。

(3) TRIM撤廃期限の延長

TRIM協定においては、協定に適合しないTRIMを物品理事会に対して通報することを義務づけており、27か国からTRIMの存在が通報されていた。通報された各国のTRIMは、(図表8—3)のとおりであり、自動車及び農業分野においてローカル・コンテンツ要求を課しているものが多かった。

この通報がなされたTRIM措置については、1999年末をもって廃止のための経過期間が満了した(ただし、ウガンダは後発開発途上国であるので、2002年1月1日が廃止期限)。

TRIM協定においては、廃止につき特別な困難があることを立証する場合には、通報したTRIM措置に係る経過措置の延長を要請できることを規定しており(第5.3条)、フィリピン

(1999年10月)、コロンビア(1999年11月)、メキシコ、ルーマニア、パキスタン、アルゼンチン、マレーシア、チリ(1999年12月)、タイ(2000年5月)、及びエジプト(2001年2月)から、最短1年から最長7年にわたる延長の要請がなされた。

1999年にシアトルにおいて開催された第3回閣僚会議では、開発途上国に認められた経過期間を延長するかどうかも議論されたが、何らの合意も得られなかったため、2000年以降もWTO(一般理事会及び物品理事会)においてその取り扱いが検討されてきた。

この検討は難航を極めたが、最終的に2001年11月に、チリについて2001年12月末まで無条件で、アルゼンチン、コロンビア、フィリピン、メキシコ、マレーシア、パキスタン、ルーマニア及びタイについては、撤廃計画を提出し撤廃状況についてのレビューを受けることを条件に2003年12月末(ただし、フィリピンについては2003年6月末)までTRIM撤廃の経過期間を延長することが決定された(エジプトについては未決着)。

2001年11月に延長決定された各国のTRIM措置に関し、撤廃計画の履行状況は以下のとおりである。アルゼンチン、チリ、コロンビア、タイ、メキシコ、マレーシア、ルーマニアは、予定通り2003年末までにTRIM措置を撤廃した。フィリピンは、自動車に関するローカル・コンテンツ要求及び為替規制について段階的に削減し、2003年7月1日をもってそれぞれ0%とした。一方、その他に60%のローカル・コンテンツ要求をしている分野があり、関連政令の施行は停止されているものの撤廃には至っていない。パキスタンは、自動車分野におけるローカル・コンテンツ要求を有するが、2003年末になっても同政策を廃止せず、期限到来直前に再度の延長申請を行った。これを受けて、パキス

タンのTRIM延長を認めるかについて、WTO物品理事会及びTRIM委員会において検討が行われている。

以上のとおり、一部途上国は、撤廃計画に従いTRIM措置を撤廃している。パキスタンの再度の延長申請に対しては、その経緯、趣旨、必要性について聴取し、今後の対応を引き続き注視していく必要がある。

<図表8-3> 各国における TRIM 措置一覧

2006年2月現在

	延長期間	ローカル・コンテンツ要求	輸出入 均衡要求	為替規制	輸出制限	撤廃状況
アルゼンチン	2003.12.31	●	●			撤廃
ボリヴィア					△	撤廃
バルバドス		◇				
チリ	(2001.12.31)	○	○			撤廃
コロンビア	2003.12.31	○◆	◆			撤廃
コスタリカ		△				撤廃
キューバ		△				撤廃
キプロス		◇				撤廃
ドミニカ共和国		△	◇△			
エクアドル		○				
インド		△			◇△	撤廃
インドネシア		○◇△				撤廃
メキシコ	2003.12.31	●	●			撤廃
マレーシア	2003.12.31	● ▲				撤廃
パキスタン	2003.12.31	● △				
ペルー		◇				
フィリピン	2003.6.30	● △		●		撤廃
ポーランド		△				撤廃
ルーマニア	2003.12.31	▲				撤廃
南アフリカ		○◇△				
タイ	2003.12.31	○◆△				撤廃
ウガンダ		△	△	△	△	
ウルグアイ			○			
ヴェネズエラ		○				

(注1) 延長要請のなかった TRIM 措置

○：自動車分野、◇：農業分野、△：その他

(注2) 延長要請の行われた TRIM 措置

●：自動車分野、◆：農業分野、▲：その他

(注3) エジプト、ナイジェリア及びジョルダンも、産業振興のためのインセンティブ制度を有している旨通報しているが、その種類、対象分野については、不明（ナイジェリアは後に撤廃を通報）。

(注4) その他、ポーランドが、キャッシュレジスターにつき税還付制度を有している旨通報している（後に撤廃を通報）。

【資料】各国からの WTO 通報文書及び JETRO 調査に基づいて作成。

(4) 経済的視点及び意義

TRIM は、短期的には、実施国にとって産業保護・育成の手段となり、また、国際収支の悪化に歯止めをかける効果があると考えられることから、開発途上国を中心に実施されてきた。また、先進国による自由な投資を制限する一面があるものの、同時に途上国の産業発展の基盤

整備に資する側面もあり得る。しかしながら、中長期的には、自由な投資活動を阻害することによって、当該国の経済発展に悪影響を及ぼす可能性が大きい。

例えばローカル・コンテンツ要求措置として、進出する製造企業が現地国産部品の使用を義務づけられた場合、当該措置の実施国の部品産業

は十分な競争にさらされることなく生産を行うこととなり、国際競争力が高まらないだけでなく、進出企業にとっても高品質で割安な輸入品を使用できないため、結局完成品の国際競争力が向上しないといったような問題が起こる可能性

がある。さらに、当該国内の消費者もコストの高い製品の購入を余儀なくされるという不利益があり、それがゆえに国内需要の拡大も阻害され、結果として当該国の経済の発展にマイナスとなる可能性がある。

2. 主要ケース

インドー自動車政策

1997年12月、自動車産業に対して製造業者と商業省との間で、新ガイドラインに基づく覚書(MOU)の作成・署名を義務付ける等を内容とした新自動車政策を発表した(商工省通達No.60)。本政策中には、TRIM協定に照らし以下の問題点が含まれていた。すなわち、最初の輸入部品(CKD、SKD)の輸入通関日から3年以内に50%、5年以内に70%の国内部品調達率の達成が義務付けられていたほか、自動車ないしは同部品の輸出義務が操業3年目から課され、4年目からは、その輸出義務達成度に応じて、輸入部品(CKD、SKD)の輸入量が規制されることとなっており、輸出入均衡要求が含まれていた。なお、インドは、本政策発表以前から合弁自動車企業に対し、自動車部品の輸入にかかる輸入許可証の発行の条件として、法に基づかない行政指導としてローカル・コンテンツ要求や輸出入均衡要求を含む覚書(MOU)の締結を求めている経緯があり、これもTRIM違反の疑いが強い措置であったが、上記新自動車政策は、同行政指導を制度化したものと言える。

1998年10月には、EUが協議要請を行い、日本は、米とともに、本協議に第三国参加し、1998年12月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年11月、EUの要請によりパネルが設置され、日本は第三国参加した。また、1999年6月には、米が協議要請を行い、日本は、EU

とともに本協議に第三国参加し、1999年7月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年7月、米国の要請によりパネルが設置され、日本を始めEU、韓国が第三国参加した。2000年11月末に、これら2件のパネルは単一パネルに併合され審理されることとなった。

インドは、本件に先立って、米国よりWTO提訴された自動車を含む特定品目にかかる輸入制限措置の上級委員会での敗訴を受けて、1999年12月、2001年4月1日までに輸入制限を撤廃する旨米国との間での合意しており、これに基づき、2000年4月1日より714品目の、2001年4月1日より715品目の数量制限措置を撤廃した。そして、かかる措置撤廃を受けて、商工省通達No.60を2001年9月に廃止したが、2001年3月31日までに発生した輸出義務は継続しており、本政策は完全に撤廃されたとはいえない状況であったところ、上記単一パネルは、2001年12月に商工省通達No.60及びこれに基づいて締結されたMOUが、ガット3条、11条に違反すると判断した。パネル報告書の内容を不満とするインドは、2002年1月31日、上級委員会に上訴したが、同年3月14日上訴を取り下げた。その後、インド政府は同年8月、2001年3月末までに発生した輸出義務の履行についても廃止を行い、本件自動車政策は完全に撤廃された。

コラム◆ WTO における投資ルール策定の動き

1. 投資に関する国際ルールを巡る状況

国際的な経済活動の中で直接投資（FDI）の占める比重が飛躍的に拡大する一方で、二国間の投資協定の数が90年代に入り、数百から2千数百へと急増し、主たる FTA の中でも投資に関する章が含まれるようになり、多国間での投資ルールを策定することの必要性が指摘され始めた。

1995 年より、OECD（経済協力開発機構）において、加盟国間での多国間投資協定（MAI：Multilateral Agreement on Investment）策定の交渉が開始されたが、途上国から広い参加が得られなかったこと、過度な自由化義務、一般例外の扱い、環境・労働等の配慮等について議論が紛糾したこと等の理由から 1998 年に交渉が中止された。ほぼ同時期の 1996 年から WTO においても議論が開始された（後述）。

2. WTO における投資関連規律

○既存協定

現在の WTO において検討中の多角的な投資ルールの話をする前にウルグアイ・ラウンド交渉で合意された既存の協定にも投資の一部に関する規律を含むものが存在するため、これらについて簡単に触れたい。

① TRIM 協定（貿易に関連する投資措置に関する協定）

TRIM 協定では、ガットの基本原則である内国民待遇及び輸出入数量制限の一般的禁止に違反する貿易関連投資措置を禁止している。

② SCM 協定（補助金及び相殺措置に関する協定）

SCM 協定は、貿易歪曲効果が高い補助金を規律する観点から、特定性のある補助金の付与に関する規定を定めている。投資受入国政府は投資を誘致するにあたってインセンティブとしての補助金

交付を行うことがあるが（税の軽減など）、かかる交付が特定の企業ないし特定の産業分野に限定される場合には、SCM 協定の定義するイエロー補助金（特定性を有する補助金）に該当する。なお、SCM 協定は物品の貿易に関連する補助金の付与を規律するものであるため、あらゆる投資インセンティブが規律の対象となるわけではない点には留意すべきである。

③ GATS（サービス貿易に関する一般協定）

GATS では、第 1 条 2 項においてサービス貿易の提供を 4 つの形態（モード）に分類し、そのうち、第 3 モード（商業拠点の越境によるサービスの提供）がサービス分野での直接投資に該当する（銀行による支店の設置等）。GATS により、WTO 加盟国は、透明性及び最恵国待遇の義務については原則として全てのサービス分野において、内国民待遇及びマーケットアクセスの義務については約束を行ったサービス分野について、保証することとされている。

3. シンガポール閣僚会議からドーハ閣僚会議までの検討

現在の WTO における多角的ルールの検討の萌芽は 1996 年 12 月の第 1 回 WTO 閣僚会議（シンガポール）での閣僚宣言において「貿易と投資の関係に関する作業部会」の設置が決定されたことに始まる。同作業部会は、1997 年から 2001 年までの間に 15 回の会合を行い、FDI の経済効果や開発政策に与える影響といった投資に関する分析作業から、投資ルールにおける「定義」「透明性」「開発条項」等のあり方といった具体的な条項に関する議論に至るまで、幅広い内容での検討作業を行った。

4. ドーハ閣僚会議での議論及び結果

2001 年 11 月にカタール・ドーハで開催された

第4回閣僚会議では、WTO投資ルール策定のための交渉を直ちに開始すべきと主張する我が国やEU等の推進派と、交渉開始は時期尚早であり作業部会での検討を継続すべきと主張するインド、マレーシア、多くのアフリカ諸国等の反対派との間で議論が収斂せず、調整の結果、採択された閣僚宣言において「次回閣僚会議までは作業部会において投資ルールの構成要素についての明確化に焦点を絞った検討を行い、次回閣僚会合において交渉のモダリティに関しての決定を明確なコンセンサスで行った上で、交渉を開始する」と記述することで合意がなされた。

5. ドーハ開発アジェンダにおける議論

2001年11月のドーハ閣僚会議以降、6回の作業部会が開催され、ドーハ閣僚宣言に明記された7つの要素、①範囲と定義、②透明性、③無差別性、④設立前約束の方式、⑤開発条項、⑥例外及びBOPセーフガード、⑦加盟国間の協議及び紛争解決に焦点をあてて明確化作業が行われてきた。2003年9月にメキシコ・カンクンで開催された第5回閣僚会議では、先進国が明確化作業は終了しており交渉を開始すべきと主張したのに対し、一部途上国が明確化作業を継続すべきとして強硬に反対をし、議論は紛糾し、結局合意に至らなかった。

EU、日本などを中心として投資についてのルールの重要性を主張しているものの、途上国の反対は依然として強い中、米、加、豪などは即時交渉化は困難であるとの姿勢に転じた。2004年7月に行われた一般理事会において決定されたドーハ作業計画においては、シンガポール・イシューとして議論が行われていた4分野のうち、貿易円滑化については交渉の開始が決定されたが、投資を含む他の3分野(投資、競争、政府調達透明性)については、今次ラウンドの中で交渉に向けた作業は行わないこととなった。ただし、交渉を前提としない作

業であれば今次ラウンド中でも行うことができるが、現段階において作業の再開のめどは立っていない状況である。

6. 投資ルール策定に対する途上国の反対理由

途上国が交渉開始に反対をしていた主な理由としては、既存協定の実施が重大な負担であり、新たな分野でのルール策定に対応する準備が整っていないこと、経済発展のために投資を誘致する重要性を感じている一方で、外国企業の直接投資を制限することによって自国産業の育成等の開発政策を維持したいとの相反するニーズを抱えていること、WTOにおける投資ルールの策定が必ずしも投資の増加を保証するものではないこと等が指摘できる。

7. 我が国が多国間投資ルール策定を目指す理由

加速化するグローバリゼーションの下で、国境を越える投資は、物品及びサービスの貿易と並び、我が国企業の国際ビジネスにとって不可欠なものとなっている。特に日本企業は、投資を通じて東アジア地域を中心とした国際的な分業ネットワークを構築してきた。他方で、多国間を包括する投資ルールが存在しないことにより、投資先国において我が国企業が投資の保護、自由化の面で不利益を被っていることも少なくない。このような観点から、我が国は今時ラウンドにおいて、投資ルールの策定を重視してきた。

途上国にとってみても、多国間投資ルールの策定は、投資環境の透明性と安定性の向上を通じて、外国投資に対して魅力的なビジネス環境を整備することにつながる。外国投資は途上国の経済発展に貢献し、途上国が自由化のメリットを享受するためにも多国間投資ルールは重要である。投資家、受入国双方が裨益する投資ルールを策定することは、今後の世界経済体制にとって必要不可欠であると言える。